

高知県有機農業推進協議会負担金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(負担対象経費及び負担率等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(負担金の交付の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(負担金の交付の決定の通知)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(負担の条件)</p> <p>第6条 負担事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 負担事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接負担事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 負担事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に<u>定められている</u>耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事に承認を受けなければならないこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(負担金の概算払の請求)</p> <p>第11条 負担事業者は、負担金の概算払<u>の請求をしよう</u>とするときは、別記第6号様式による負担金概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第13条 負担事業者が、負担事業の実施において物品等を<u>調達する</u>場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p><u>(県内発注)</u></p> <p><u>第14条 負担事業者が、負担事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</u></p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(負担対象経費、負担率等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(負担金の交付の申請)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(負担金の交付の決定)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(負担の条件)</p> <p>第6条 負担事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 負担事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を間接負担事業者としないこと、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 負担事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に<u>規定する</u>耐用年数に相当する期間内において、負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事に承認を受けなければならないこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>第7条～第10条 (略)</p> <p>(負担金の概算払の請求)</p> <p>第11条 負担事業者は、負担金の概算払<u>を受けよう</u>とするときは、別記第6号様式による負担金概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第13条 負担事業者が、負担事業の実施において物品等を<u>購入するとき</u>は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>

(情報の開示)
第 15 条 (略)

(委任)
第 16 条 (略)

附 則

(施行期日)
1 この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。
(失効期限等)

2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された負担金については、第 6 条第 2 号及び第 6 号から第 8 号まで、第 8 条第 3 項、第 10 条並びに第 15 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式 (第 4 条関係)

1～4 (略)

5 添付書類

- (1) 事業実施計画書 (別紙 1)
- (2) 総事業費の内訳について、積算根拠となる資料 (様式自由) を添えてください。
- (3) 県税の滞納がないことを証する証明書又は、県税完納情報の提供に係る同意書 (※ 1) 及び本人確認書類の写し (※ 2)

※ 1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 号様式
※ 2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証の写し等補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等
(注) マイナンバーカードは表面のみをコピー (裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)

(情報の開示)
第 14 条 (略)

(委任)
第 15 条 (略)

附 則

(施行期日)
1 この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。
(失効期限等)

2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された負担金については、第 6 条第 2 号及び第 6 号から第 8 号まで、第 8 条第 3 項、第 10 条並びに第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(追加)

第 1 号様式 (第 4 条関係)

1～4 (略)

5 添付書類

- (1) 事業実施計画書 (別紙 1)
- (2) 総事業費の内訳について、積算根拠となる資料 (様式自由) を添えてください。
- (3) 県税の滞納がないことを証する証明書又は、県税完納情報の提供に係る同意書 (※ 1) 及び本人確認書類の写し (※ 2)

※ 1 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第 4 号様式
※ 2 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
(注) マイナンバーカードは表面のみをコピー (裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください